

## 平成20年度業務実績評価の際、評価委員会から指摘された事項に対しての対応状況調査表

	評価委員会からの指摘事項	対応状況
1	「I. 2. (1) 体制整備の検討」において、新制度において館に求められる機能や、増大が予想される様々な事務への対応等を考えれば、 <u>今後、抜本的な体制拡充に向けた取組の加速が必要である。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家の養成と確保のため公文書専門員11名を平成21年4月に新たに採用した。また、平成22年4月にも9名を採用した。</li> <li>・公文書等の管理に関する法律の施行に向け、準備検討グループを設置し、検討を行った。館に求められる機能等を詳細に検討する過程で、必要な体制整備について更に検討を行うこととしている。</li> </ul>
2	「I. 2. (2) ① 受入れのための適切な措置」の2において、 <u>司法機関との協議では、引き続き、「移管の定め」の早期締結に向けて最高裁と協議が行われた。調整は最終段階にあると聞いており、早期の合意及び文書の移管に期待したい。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高裁判所と精力的に協議を重ね、平成21年8月5日に内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で、国立公文書館法の規定に基づく「移管の定め(申合せ)」が締結された。</li> <li>・これにより、司法機関からの裁判文書及び司法行政文書の移管の仕組みが整った。</li> <li>・この申合せに基づき、21年度内に裁判文書に係る移管計画(4か年計画)の決定及び同計画による初年度分の文書の移管が行われた。</li> </ul>
3	「同上」の3において、 <u>歴史公文書等の移管の重要性の周知等については、(中略)評価できる。今後ともさらなる積極的な取組に期待したい。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移管対象のすべての府省等に出向き、歴史公文書等の移管の重要性等について説明を行った。その際、移管基準をわかりやすく解説したパンフレット及び移管関係資料集に加え、新たに各府省部局ごとに移管状況や関係法令・制度等を詳細に分析した資料を作成して使用した。</li> <li>・館長及び理事が各府省事務次官等を往訪し、移管の重要性について説明、移管要請等を行った。</li> <li>・今後も、同様の取組みを継続的に実施するとともに、各府省担当者向けの研修等、様々な機会を捉えて、きめ細かな周知を図っていくこととしている。</li> </ul>
4	「I. 2. (2) ② 保存のための適切な措置」の2において、 <u>平成23年度からの電子公文書等の移管・保存の開始に向けて、(中略)調査研究を継続実施したことは評価できる。平成23年度におけるスムーズな開始に向けて、引き続き適切な取組を期待したい。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度からの電子公文書等の移管・保存の開始に向けて、平成22年度に「電子公文書等の移管・保存・利用システム」の設計・開発を行うため、以下の業務を実施した。</li> <li>・「電子公文書等の移管・保存・利用システム」の概算要求額の積算書を作成した。</li> <li>・また、専門家等(当館CIO補佐官を含む)による検討会議を開催し、同システムの要件定義書案等、必要な書類を作成した。</li> <li>・さらに調達計画書を公表するとともに、要件定義書案に関する意見招請を実施し、修正を行った上で、要件定義書等を確定した。</li> <li>・上記、要件定義書案検討時に、内閣府大臣官房公文書管理課及び総務省行政管理局の担当者に説明したほか、内閣府大臣官房公文書管理課における公文書等の移管等に係る「ルール」策定への業務支援を行った。</li> </ul>

評価委員会からの指摘事項	対応状況
5 「I. 2. (2) ③ 一般の利用に供するための適切な措置」の2において、 <u>館のウェブサイトについて、(中略)頻繁な更新を行ったことは評価でき、今後も引き続いての取組を期待したい。</u>	・最新情報の「公文書館ニュース」等への掲載については、平成21年度において前年度の256回を上回る303回の更新を行った。利用者の利便性や館の役割等を周知する観点から、今後もきめ細かな更新と内容の充実に努めることとしている。
6 「同上」の6において、「公文書等の管理に関する法律」が成立したことを受けて、 <u>今後、より一層、利用者の利便性を高めることが望まれる。</u>	・公文書等の管理に関する法律の施行に備えた各般の検討の過程で把握される課題等も踏まえつつ、利用者の多様な要請に対してきめ細かに対応できるよう、受入文書の迅速な公開、質の高い展示会等の開催、デジタルアーカイブの充実及び関係機関との連携、効果的な広報の実施等の業務を一層効率的かつ有機的に、各業務間の連携を常に意識しつつ実施していくこととしている。
7 「I. 2. (2) ④ デジタルアーカイブ化の推進」の4において、 <u>今後、自治体への周知を行うなど、全国のデジタルアーカイブ化の推進に寄与することを期待したい。</u>	・パイロット・システムの構築、実証試験等を通じて、平成20年度に確定した標準仕様書等に基づき、以下のとおり、説明等を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の公文書館等へ配布</li> <li>・全国公文書館長会議において説明</li> <li>・全国公文書館等における説明会開催等(11館)</li> </ul> 説明会を開催した際に、当該地方公文書館に加え、文書主管課、類縁機関、周辺自治体等の関係者の参加を呼びかけ、広く周知を図った。 また、本取組に関し、奈良県立図書情報館において標準仕様書を踏まえたシステム改修が行われたことから、国立公文書館デジタルアーカイブとの横断検索が実現した。 平成22年度においても、全国の公文書館等に対して、各館の状況に応じたデジタルアーカイブ化に関する支援を引き続き実施することとしている。
8 「I. 2. (2) ⑥ 利用者の利便性向上のための所在情報の提供」において、 <u>「ぶん蔵」キャラクターの認知度をさらに高めることにより利用者の関心を高める方策も検討してはどうか。</u>	・平成21年度において、歴史公文書探求サイト「ぶん蔵」の認知度の向上のため、以下のような取組を行った。 掲載コンテンツの充実及びトップページのデザイン改善、同サイトを積極的に活用した夏の企画展(本館・分館)を開催するとともに「子ども霞ヶ関見学デー」へ参加した。 ・以上のような利用者の関心や利便性を高めるための取組を推進した結果、平成21年度の「ぶん蔵」サイトへのアクセス件数は、前年度に比べ36%の増加となり、「ぶん蔵」の認知度は一層向上したと認められる。
9 「I. 2. (3) ③ 利用者の利便性向上のための諸方策」の2において、利用者の検索頻度の高い歴史的事項を選定し、関連する資料を効率的に提供する、 <u>アジ歴コンサイス(仮称)構想の検討に着手したことは、利用者の利便性向上に向けて望ましい方向性であると考えられ、構想の具体的実現に向けて取組を進めることが望まれる。</u>	・利用者の検索頻度の高い歴史的事項を選定し、関連する資料を効率的に提供するため、「アジ歴トピックス」として平成21年11月にアジア歴史資料センターホームページにおいて公開した。今後もその内容の充実等に努めていくこととしている。

評価委員会からの指摘事項	対応状況
<p>10 「Ⅰ. 4. 人事に関する事項」の2において、<u>今後、抜本的な体制拡充に向けた取組の強化が必要であり、総人件費改革を踏まえた常勤職員数の計画的な削減を行いつつも、十分な体制確保が望まれる。</u></p>	<p>・専門家の養成と確保のため公文書専門員11名を平成21年4月に新たに採用した。また、平成22年4月にも9名を採用した。</p> <p>公文書等の管理に関する法律の施行に向け、館に求められる機能等を詳細に検討する過程で、必要な体制整備について更に検討を行うこととしている。</p>
<p>11 「◎ 総合評価(業務実績全体の評価)」の4において、<u>研修については、今後、公文書管理法において国立公文書館における研修実施が法的に位置付けられたことや、館において、現用の歴史公文書等に関する研修も行うことが可能になることから、研修の更なる充実を期待したい。</u></p>	<p>・「公文書館制度を支える人材養成等のためのプロジェクト・チーム」を計10回開催し、公文書館専門職員養成課程を始めとする各研修内容の充実を図った。</p> <p>公文書管理法の成立を受け、同法の趣旨に関する理解を深めるため、公文書館等職員研修会、公文書館専門職員養成課程及び公文書保存管理講習会の各研修において「公文書管理法」の講義を新設して実施した。さらに、つくば分館研修・見学会を複数回(3回)実施し、講義内容を公文書管理法に特化して実施した。</p> <p>上記のほか、公文書館専門職員養成課程は、ゼミ形式による講義を新たに2科目追加するとともに、学習院大学大学院アーカイブズ学専攻との連携によるカリキュラムの実施に向けた検討を実施した。</p> <p>公文書保存管理講習会については、「公文書管理法」に加えて「記録管理論」の講義を新設し、現用文書の管理に関する講義の拡充を図った。同講習会は、平成22年度において、カリキュラムの一層の拡充を行うこととしている。</p> <p>また、公文書管理法施行に当たって、今後、検討を進め、更なる研修の充実・強化を図ることとしている。</p>
<p>12 「同上」の7において、<u>公文書等の管理に関する法律」が国会で成立し、公布されたことから、今後、国立公文書館の果たすべき役割はますます大きくなっている。求められる機能を適切に果たし、新たな公文書管理制度において主導的役割を果たすことができるよう、役職員一丸となって業務に取り組むとともに、今後、有識者会議の提言も踏まえ、内閣府ともよく連携して、計画的かつ十分な体制強化が行われることを期待したい。</u></p>	<p>・当館に期待される役割に的確に応えるべく、これまで実施してきた各般の業務を引き続き着実に進めるとともに、それぞれの業務の連携についても十分配慮しつつ、利用者サービスの質の向上に一層注力してまいりたい。</p> <p>また、来るべき公文書管理法の施行に万全に備えるため、平成21年度において、新たな歴史公文書等の判断基準の検討を作業チームを編成して鋭意進めたほか、新たにルール化が必要となる利用等規則について様々な論点についての検討、中間書庫業務や、研修の在り方も含めた検討を行った。今後も、これまでの業務執行において得られた知見や検討の成果等を踏まえ、新たな公文書管理制度において主導的役割を十全に果たすべく、一層の努力を傾注してまいりたい。</p> <p>なお、館の体制強化については、公文書管理法の施行準備のための業務検討の進展等を踏まえ、内閣府とも十分相談の上継続的に検討することとしている。</p>